

Title	ゼバスチャン・ ロッツァーの俗人神学と「十二ヶ条」について
Sub Title	Die Laientheologie von Sebastian Lotzer und die Zwolf Artikel
Author	野々瀬, 浩司(Nonose, Kouji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1993
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.63, No.1/2 (1993. 8) ,p.69- 98
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19930800-0069

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ゼバスチャン・ロツツァーの俗人神学と「十二ヶ条」について

野々瀬 浩 司

(一) はじめに

ゼバスチャン・ロツツァーは、一介のなめし皮職人であるにもかかわらず、俗人説教師としてメミンゲンの宗教改革の進展に貢献し、いやそれ以上に、ドイツ農民戦争の重要な抗議書である「十二ヶ条」の起草者の一人と推定されていること⁽¹⁾で、とりわけ歴史にその足跡を留めている。当時は宗教改革の影響を受けて、慣習法としての「古き法」に基づく要求から「神の法」思想へと発展する途上であったが、そこにこの良識のある平凡な職人が農民たちの依頼に答えて「十二ヶ条」を編集し、特にそれを契機として、それまでの地域的な農民蜂起が超領邦的な運動、つまり、ドイツ農民戦争へと著しく展開していったのである⁽²⁾。従って、その際の彼の思想的役割を

分析すること自体は、一つの問題提起となりうるだろう。宗教改革と農民戦争との関係については、特に平民たちの「神の法」思想を中心に研究が進められてきたが、それ自身が多様で複雑な問題を含んでおり、ここ⁽³⁾ではただ以下の点に絞って考察してみたい。第一に、ブリックレは「十二ヶ条」の成立事情を分析した結果、知識人たちがそれを起草する以前に、蜂起の指導的な動因となつた理念が、すでに平民たちの中で発展していたのであり、従って、知識人たちは革命の考案者ではなく、単にその役割は産婆としての機能だけであり、その上「平民の集合理性」なるものが存在していたと大胆にも主張している⁽⁴⁾のである。今回はそれに対して、ロツツァーという「中間層的な知識人」について分析し、「十二ヶ条」との思想的関連を明らかにしてみたい。

第二の問題点は、ドイツ農民戦争期の「神の法」思想の神学的背景についてである。すなわち、それがルター神学から由来するのか、あるいはツヴィングリを起源としているのかという点である。⁽⁵⁾ ロツツァーの思想分析からだけでは、当然その全体的な結論は引き出せないが、しかしながら、少なくとも一つの目安にはなるのではないだろうか。

以上の点を踏まえながら、まずロツツァーについての研究史、生涯、そして著作の内容を述べていきたい。

注

- (1) その詳細については、以下の文献などを参照のこと。
G. Franz, "Die Entstehung der Zwölf Artikel der deutschen Bauernschaft," in: *Archiv für Reformationsgeschichte* 36 (1939); P. Blicke, "Nochmals zur Entstehung der Zwölf Artikel im Bauernkrieg," in: ders. (Hg.), *Bauer, Reich und Reformation*, Stuttgart 1982. 以下「Blicke, "Nochmals zur Entstehung."」と略す。
- (2) P. Blicke, *Die Revolution von 1525*, München / Wien, 2. Aufl. 1981, S. 143f. 以下「Blicke, *Die Revolution von 1525*,」と略す。
- (3) その問題整理については、拙稿「ドイツ農民戦争期における『神の法』思想について」(『史学』第六一卷第一・二号、一九九二年一月)を参照のこと。
- (4) Blicke, "Nochmals zur Entstehung," a. a. O., S. 307-

308.

(5) ルターとツヴィングリの神学の相違については、特に両者の聖餐論に関して非常多くの研究があるが、その点についての両者の対立がまだ鮮明ではなかった農民戦争の時代においては、むしろ権力観や法理解に関する相違のほうが重要であろう。それに関わる論文として、邦語では、森田安一「『神の義』と『人間の義』——ツヴィングリの権力・社会観——」(『思想』六四六号、一九七八年)があり、また、手ごろな原典の翻訳としてルター「この世の権威について」(『ルター著作集第一集第五卷』聖文舎、一九六七年)とツヴィングリ「神の義と人間の義」(『宗教改革著作集第五卷——ツヴィングリとその周辺——』教文館、一九八四年)がある。

(二) ゼバスチャン・ロツツァーの研究史について

ロツツァーについては、古くから研究がなされてきたが、特にその争点として、彼が本当に「十二ヶ条」の起草者であるのかどうか、あるいはメミンゲンの宗教改革における彼の役割、さらには、彼の思想的背景、つまり、彼がツヴィングリ的かルター的かという問題が挙げられる。ここでは前二者については明言を避け、おもに第三の点を中心に分析してみたい。

彼には、合計五つのパンフレットが残されているが、⁽¹⁾その著作から研究者たちは様々な人物の影響を見ている。ツヴィングリの影響を大とする立場の多くは、メミンゲンの宗教改革の推進者で、現在では「十二条」の序文の著者だと有力視されているクリストフ・シャペラーの神学との間の相似性を指摘している。まずゲッツェは、文献的にはルターの著作との関係を多く認めつつも、シャペラーとツヴィングリとの個人的な友好関係や、ロツツァーが義認論よりも教会生活の実際的な問題に関心をおいていることなどから判断して、ロツツァーをツヴィングリにより近いと判断している。⁽²⁾

次に、シュレンクはシャペラーを中心としたメミンゲンの宗教改革の進展をツヴィングリ的なものと規定し、⁽³⁾かつてはシャペラー起草説も指摘されていた匿名のパンフレット「弁明と解明」がルターの二王国説を採用していないことなどから、⁽⁴⁾ルター的な権力観を越えて、ツヴィングリ的な思想をその中にみている。⁽⁵⁾その上でロツツァーについても、明確にはルターのかツヴィングリのかの判断はしていないものの、シャペラーからの強い影響と両者の思想的類似性を指摘している。

最後にマウラーは、特に権力観についてはシャペラー

が終始世俗の権力に対する反乱を否定的にみているのに対して、ロツツァーがより積極的に世俗的な要求への関わりを主張している点などから、シュレンクやゲッツェとは異なり、両者の間の相違を指摘している。しかも、シャペラーは「十二条」の序文の著作ではなく、それはすべてロツツァーの作であるという大胆な仮説に立っている。⁽⁶⁾その上で、ロツツァーの立場は、ルターとツヴィングリの中間にあるとしながらも、ルターのような二王国統治説に立脚しておらず、しかも、神の言葉による統治などを権力に要求していることなどから、ツヴィングリ主義的要素をより多く見ている。

その他、四旬節の断食に対する態度、聖餐式や祭りに対する見解などの諸点から、ツヴィングリからの影響が見られている。⁽⁷⁾

それに対して、ルターの影響を最も強くみる研究者は、なかでもフォークトとポッセルトは、シャペラーに対するロツツァーの神学的自立性を強調し、⁽⁸⁾ルターの著作を熱心に読んだ痕跡と、その名が頻繁に用いられている事実に対して、ツヴィングリについては一度も言及されていないことなどをその根拠に挙げている。⁽⁹⁾しかも、ロツツァーの政治に対する態度を、それほど積極的なものと

は考えず、抵抗権についてもその受動的側面におもに光をあてている。その他、ルターの影響を聖書主義、信仰告白、教会批判、聖人論、恩寵論、告解論、ローマ教皇の持つ鍵の権威への批判といった諸点にも見ている。

ルター説で近年最も有力なものはM・ブレヒトで、彼は抵抗権に関してロツツァーとシャペラーとの間に共通性を認め⁽¹⁰⁾、彼らは宗教的政治的争いを解決しようとしたが、政治的変革を問題にしておらず、しかも、隣人愛に基づいて政治的行動を動機づけたことはルターに由来するとし⁽¹¹⁾、ツヴィングリとの間の文献上の関連を否定した上で、両者をルター的とした。つまり、ロツツァーはルターの「キリスト者の自由」を正しく解釈し、自律的に農民戦争に貢献したというのである。

その他、エラスムスやエーベリン・フォン・ギュンツブルクなどの影響を認める見方もある。さらには、ごく最近になって民衆文化の視点からロツツァーの思想分析を試みる研究もあらわれてきた。特にラッセルは、ロツツァーの神学にツヴィングリやルターの影響を個々に認めながらも、西南ドイツの都市とその都市意識の発展を背景とした俗人の確固たる伝統や、初期近代ヨーロッパに固有なあるサブカルチャーの特性を見た点において注

目に値する⁽¹²⁾。

研究史全体の傾向として、文献的な関係からは、ルターの影響がロツツァーにより多く指摘され、他方で、人的なつながりや文化的な土壌からはツヴィングリとの親近性が主張されており、従って、その結論が分かれるのは、どちらをより強調するのかに依拠するのではない。しかし、ここで特に問題となるのは、ロツツァーの抵抗権や社会的な聖化志向に関してであり、それを能動的なものとするか、受動的なものと考えるかで、大変な見解の相違がある⁽¹³⁾。従って、特にその点に留意しながら、彼の思想を垣間見てみたい。

注

- (1) 五つと、A. Götze (Hg.), *Sebastian Lotzers Schriften*, Leipzig 1902. [以下、Götze, *Lotzers Schriften* と略す] に収録されているが、そのうちの二つが、Adolf Laube (Hg.) *Flugschriften der frühen Reformationsbewegung* : (1518-1524), Bd. 1 (1983), S. 252-264. に編纂されている。以下、Laube, *Flugschriften* と略す。
- (2) Götze, *Lotzers Schriften*, a. a. O., S. 20-21.
- (3) W. Schlenck, "Die Reichsstadt Memmingen und die Reformation," in : *Memminger Geschichtsblätter*, Jahreshft 1968, Memmingen 1969, S. 71. 以下、Schlenck, "Die Reichsstadt Memmingen," と略す。

- (4) Alfred Götze (Hg.), "Christoph Schappeler) Verantwortung und Auflösung etlicher vermeintlicher Argument," in: O. Clemen (Hg.), *Flugschriften aus dem ersten Jahren der Reformation*, Bd. 2 (1908), S. 339-413. 此書は、この時代の宗教改革の歴史を、その著者の手記から取り出し、その背景を明らかにしている。Vgl. Alfred Götze, "Neues von Christoph Schappeler," in: *Historische Vierteljahresschrift*, Bd. 8 (1905). 同著者の著書に、*Die Quellen und Forschungen zur Reformationsgeschichte*, Bd. 17. Leipzig 1934, S. 346-349, S. 401-406.
- (5) Schlenck, "Die Reichsstadt Memmingen," a. a. O., S. 72-74.
- (6) Justus Maurer, *Prediger im Bauernkrieg*, Stuttgart 1979, S. 149. 同著者の著書に、*Prediger im Bauernkrieg*, 同著者。
- (7) P. A. Russell, *Lay Theology in the Reformation*, Cambridge u. p. 1986, S. 99. 同著者の著書に、*Lay Theology*, 同著者。G. Bossert, *Sebastian Lotzer und seine Schriften*, Memmingen 1906, S. 32. 同著者の著書に、*Sebastian Lotzer und seine Schriften*, 同著者。
- (8) W. Vogt, "Zwei oberschwäbische Laienprediger," in: *Zeitschrift für kirchliche Wissenschaft und kirchliches Leben* 6 (1885), S. 494-495. 同著者の著書に、*Zwei oberschwäbische Laienprediger*, 同著者。Bossert, *Sebastian Lotzer und seine Schriften*, a. a. O., S. 43.
- (9) Vogt, "Zwei oberschwäbische Laienprediger," a. a. O., S. 496-497.
- (10) M. Brecht, "Der theologische Hintergrund der Zwölf Artikel," in: *Zeitschrift für Kirchengeschichte* 85 (1974), S. 47. 同著者の著書に、*Der theologische Hintergrund der Zwölf Artikel*, 同著者。
- (11) Ebenda, S. 51.
- (12) Russell, *Lay Theology*, a. a. O., S. 107, S. 111.
- (13) 能動的なものの研究を促す「ペーター・ゲルバー」前田良輔氏が、他方で受動的なものを代表する「トーマス・フーケ」の他「フーケ」の著書に「H. Böhmer, "Die Entstehung der Zwölf Artikel der Bauern von 1525," in: *Blätter für württembergische Kirchengeschichte*, NF14 (1910), S. 114. 同著者の著書に、*Die Entstehung der Zwölf Artikel*, 同著者。B. B. Gerber, "Sebastian Lotzer. Ein gelehrter Laie im Streit um das Göttliche Recht," in: H.-J. Goertz (Hg.), *Radikale Reformation*, 1978, S. 67-68, S. 73. 同著者の著書に、*Sebastian Lotzer*, 同著者。前田良輔「メミンゲンの宗教改革—農民戦争との関係にみる—」(中村賢一郎・倉塚平編『宗教改革と都市』刀水書房、一九八三年)一四三頁。以下、前田「メミンゲンの宗教改革」を指す。Vogt, "Zwei oberschwäbische Laienprediger," a. a. O., S. 497; Brecht, "Der theologische Hintergrund der Zwölf Artikel," a. a. O., S. 47; Bossert, *Sebastian Lotzer und seine Schriften*, a. a. O., S. 44.

(三) ゼバスチャン・ロツツァーの生涯について

ゼバスチャン・ロツツァーは、約一四九〇年頃ネツカー川の河畔にある西南ドイツの小都市ホルプで、教会の管理人ないし門衛の子、おそらくその長男として生まれたといわれている。⁽¹⁾彼の父親は、一四八五年頃にチュービンゲン大学に在籍していたし、また、ロツツァーのすぐ下の弟も、シュトラスブルクの司教の主治医としてエラスムスとの交友関係を持ち、後にプファルツ公ルートヴィヒの主治医も勤めていた事実などから、その一家がある程度の知識層であったことも窺える。その他、彼の甥や三番目の弟ヤコブも、大学教育を受けた⁽²⁾り、牧師補に就いたりしている。ゼバスチャン自身が聖書にかなり精通していたのも、そのような事情が影響していたのだろう。彼の父は息子ゼバスチャンを聖職者にしようとしたが、当人はそれを拒絶し、その結果勘当されたらしく、以後一五二〇年ごろまで彼の消息はほとんど解からない。おそらく職人として各地を、ポツセルトによれば、アウグスブルクの近辺を放浪していたと推定⁽³⁾されている。

彼の名前は一五二一年にメミンゲン市の徴税リストの中にあらわれ、再び歴史の舞台に登場する。当時彼はすでに市民権を獲得していたようで、その徴税額から類推すると、富裕階級でも生活に困窮しているわけでもなかったらしい。⁽⁴⁾そこで彼は、ヴァイゲリンという姓の名望ある小売商人の娘と結婚し、市のツunftのなめし皮職人となる傍ら、独力で聖書やルター⁽⁵⁾の著作を精読し、それを基にして学問よりも民衆に適した文体で福音主義的なパンフレットの製作に従事し、人々の教化に努めた。一五二三年になると、メミンゲン市に宗教改革の波が徐々に訪れた。⁽⁵⁾聖マルチン教会の改革派の説教師シャペラーと聖母教会の改革派の司祭メゲリヒとの対立が先鋭化し始めたのである。ロツツァーも改革派の秘密結社に参加し、⁽⁶⁾シャペラーの下で俗人説教師として宗教改革の進展に寄与した。特に、そのメゲリヒに対してラテン語教師のヘップら十一人の市民グループが提出した抗議書の中に、ロツツァーの署名も残されている。⁽⁷⁾宗教改革の進展は、チューリヒの公開討論からシャペラーが帰還し、ミサや聖人代願への厳しい批判的な説教を行なったことから、その速度を早める。そして、一五二四年七月に十分の一税の反対蜂起が勃発し、その結果市参事会と

ツンプトとの間に一定の妥協が成立し、それを契機に宗教改革は、さらに一歩前進する。そして、ついに同年の十二月に、メゲリヒ司祭に反発して福音派の民衆たちによる聖母教会への乱入事件が勃発してしまふ。それを機に翌年一月にシャペラーとメゲリヒとの間で公開討論が行なわれ、その後市参事会の承認の下で、宗教改革が実施されるに至つたのである。⁽⁸⁾

宗教改革の歩みは、それだけに留まらず、社会経済的な問題により一層巻き込まれていく。つまり、一五二五年二月に上シュヴァーベンの農民戦争が勃発し、少なくともメミンゲン市もそれに関与せざるをえなくなつたのである。ロツツアーも二月二十七日、シャペラーの推薦もあつてか、ウルリヒ・シュミットの率いるバルトリンゲン農民団の書記となつた。ただその際彼自身、「愛すべきウルリヒよ。あなたは、自分が暴力的な軍団の長であることを知らないはずはあるまい。ここではあなたにとって、特に学識に長けた人たちが必要なのだ。私は無学なごく普通の一介の職人に過ぎず、宮廷でも、官庁でも働いたことがないうえに、公証人の代理もしていない」と述べ⁽⁹⁾、一旦拒んだ後でしぶしぶそれに同意したと伝えられている。その後、研究者たちによれば、彼はそ

の仕事を積極的にこなし、農民たちの諸抗議書をもとに、「十二ヶ条」「キリスト教同盟綱領」「メミンゲン箇条」を同時に編集・起草したと推測されている。それと平行して彼はシュミットと共にメミンゲンで行なわれた三つの農民団（バルトリンゲン農民団、アルゴイ農民団、ボーデン湖農民団）の会合に参加し、あくまでも武力闘争を避けて、平和的な問題の解決を目指して、「キリスト教同盟」の成立に貢献した⁽¹⁰⁾。しかし、彼の努力も空しく、農民団はシュヴァーベン同盟軍との戦闘で壊滅し、そしてメミンゲン市も、六月九日に占領されてしまふ。そのため、ロツツアーは、家族にも、市民たちにも見捨てられ、シャペラーやシュミットらに伴つてザンクト・ガレンへと逃亡し、財産も没収されてしまふのであつた⁽¹¹⁾。以後彼の消息を知らせる記事は全くない。おそらくその逃亡中に、何者かに襲われてその一生を終えたといわれている⁽¹²⁾。

注

(1) G. Bossert, "Sebastian Lotzer," in: *Allgemeine Deutsche Biographie* 52 (1906), S. 98. 以下、Bossert, "Sebastian Lotzer," と略す。

(2) Ebenda, S. 98. ゼバスチャン・ロツツアー自身が大学教育を受けたかどうかについては、不確からしい。Vgl.

Bossert, *Sebastian Lotzer und seine Schriften*, a. a. O., S. 1-2.

- (3) Bossert, "Sebastian Lotzer," a. a. O., S. 98.
- (4) Gerber, "Sebastian Lotzer," a. a. O., S. 61.
- (5) メミンゲンの宗教改革については、邦語の研究書として、前間良爾氏の詳細で優れたものがあり、ブリックレの著書にも、概説的に載っている。前掲、前間「メミンゲンの宗教改革」。ブリックレ著『ドイツの宗教改革』田中／増本訳(教文館、一九九一年)一五六頁―一六五頁。その他、主なものとして以下のものがある。Barbara Kroemer, "Die Einführung der Reformation in Memmingen. Über die Bedeutung ihrer sozialen, wirtschaftlichen und politischen Faktoren," in: *Memminger Geschichtsblätter*, Jahreshft 1980, Memmingen 1981. フォト Kroemer, "Die Einführung der Reformation in Memmingen," 2 略也。
- Schlenck, "Die Reichsstadt Memmingen," a. a. O., ; Schlewke, "Die Reichsstadt Memmingen und ihre religiös-politische Bewegungen im 16. Jahrhundert," in: *Historisch-politische Blätter für das katholische Deutschland* 61 (1869), S. 661-690, S. 761-794.
- (6) Brecht, "Der theologische Hintergrund der Zwölf Artikel," a. a. O., S. 45.
- (7) Schlenck, "Die Reichsstadt Memmingen," a. a. O., S. 34.
- (8) 最近の研究によれば、当初から宗教改革は、多様な階層から支持されていたばかりでなく、すでに市参事会内でも、福音派を支持する人々が多数派を形成し、しかも、

その中には何人かの名望家も含まれていたというのである。つまり、メミンゲンに限っていえば、特殊な社会階層に限定されずに受け入れられていたのである。Vgl. Kroemer, "Die Einführung der Reformation in Memmingen," a. a. O., S. 73-74, S. 142-144.

さらに、ブレヒトが主張したような仮説、つまり、メミンゲンの宗教改革が純粹に宗教的な営みに終始したという説は成り立たず、すでに当初からそこに政治的・経済的な動機も含まれており、しかも、その進行過程で動機の変化や再構成も行われたというのである。Vgl. Ebenda, S. 152.

- (9) ケスラーの年代記からの引用。G. Franz (Hg.), *Quellen zur Geschichte des Bauernkrieges*, in: *Ausgewählte Quellen zur deutschen Geschichte der Neuzeit. Freiherr vom Stein-Gedächtnisausgabe*, Bd. 2, Darmstadt 1963, S. 147. フォト Franz, *Quellen zur Geschichte des Bauernkrieges*, 2 略也。

- (10) その会議でロツンナーやシントハルトが涙を浮かべて武力闘争に反対した模様を、瀬原義生氏が丁寧に翻訳されている。「ドイツ農民戦争の歴史的基底」(林基編著『階級闘争と歴史の理論』第二巻、青木書店、一九八一年) 二〇五頁。Vgl. Franz, *Quellen zur Geschichte des Bauernkrieges*, a. a. O., S. 148.

- (11) Philip L. Klüntner, "Memmingens 'Ausgetretene'. Eine vergessene Nachwirkung des Bauernkrieges 1525-1527," in: *Memminger Geschichtsblätter*, Jahreshft 1969, Memmingen 1971, S. 16.

(12) Russell, *Lay Theology*, a. a. O., S. 107. あるいは、生きながらえて、反ルターのなスイスに馴染めず、息子をルターの下に送って、勉強させたと考える説もある。Vgl. Bossert, *Sebastian Lotzer und seine Schriften*, a. a. O., S. 62.

(四) ゼバスチャン・ロツツァーの神学について

ロツツァーの著作として、上述のように以下の題名の五つの文書が残されている。それぞれの名称は、①「ホルプの人々への救いのための勧告」(一五二三年)、②「ホルプの父に送るキリスト教的書簡」(一五二三年)、③「多くの救いと慰めに満ちたキリスト教的な論駁されることのない弁明書、三十一カ条」(一五二四年)、④「マタイ伝二十二章の注解」(一五二四年)、⑤「メミンゲンの敬虔なるキリスト教的共同体のための弁明」(一五二五年)である。すでに前間氏が権力論を中心に紹介されたが、⁽¹⁾ここではロツツァー神学の全体像を浮き彫りにするために、そのほかの面にも触れ、ルターやツヴィングリの著作との比較を通して、その性格規定をしてみたい。また、ロツツァー神学の整理のために、一つ一つそれぞれの著作の内容を順を追って説明することなく、

それを便宜上以下のように、つまり、罪認識、信仰義認論、聖化としての行為、そして終末論に分けて整理してみたい。私自身も、このような区分け自体が、相互に各々の要素が複雑に絡み合っている人間の信仰の中では厳密に不可能であることは十分に承知しているが、しかしながら、結局これを採用したのは、第一に、パウロの「ローマ人への手紙」の内容がほぼこの順番に書かれているがゆえに、最もこの分類の仕方がオーソドックスだと感じる点と、第二に、そこにその人の信仰が最も特徴的に表れると思われるからである。

注

(1) 前掲、前間「メミンゲンの宗教改革」一四四頁―一四九頁。

第一節 人間の罪と神の審き

ロツツァーの著作の目的が、民衆に福音を告知するという性格上、彼自身のもつ罪認識は、そこにはそれほど明確には表れていないし、また、ルターのような罪に対する内面の深みまで、プロテスタントの信仰にとつて決定的に重要であったあの原罪論にまで、到達しているかどうかは不明である。⁽¹⁾しかしながら、詳細に彼の著作を

見てみれば、それが全く欠如しているわけではなく、ある一定のほんやりとした像が浮かび上がってくる。以下、ここでその一部を訳出することによって明らかにしてみたい。⁽²⁾

「この(マタイ伝二十二章)言葉は、驚くべきものです。なぜなら、たとえ私たちすべてが、もつとも聖らかで純粋なあらゆる神の御言葉を通して救いのためにこの結婚式に招かれていたとしても、私たちのうちのほんの僅かのものしか、その言葉を受け入れ心から悟らないからです。つまり、古きアダムが私たちをひどく躓かせ、その結果私たちは、かなりの程度この世俗に巻き込まれてしまい、聖霊や神の言葉に味覚が効かなくなり、肉の空気と食欲に余りにも多く依存し、従って、私たちは神様とその王国に仕えようとしません⁽³⁾。」ここに表れたロツツァー自身の罪意識、あるいはそれへの断罪は、霊の肯定と肉欲の否定という二元論に近い世界観に依拠しており、しかも、その基準は徹底的に神の言葉としての聖書であり、従って、その対極にある人間の知恵や偶像崇拜は厳しく批判されている。

さらに、その罪意識から生じた社会批判は、具体的には、反聖職者主義や反ユダヤ主義となって表れてくる。

しかも、ロツツァーは宗教改革を邪魔する人々とキリストを迫害したユダヤ人たちとを対比して考えている。⁽⁴⁾ さらに、ラツセルによれば、ロツツァーのユダヤ人批判の中に、中世の反セム主義的な一派の影響が反映されているという。⁽⁵⁾ 「そのために、神様はユダヤ人たちを七十年間もバビロン捕囚によって罰しました。しかし、今や神様は彼らを一千五百年間も罰してきましたし、いや永遠に罰し続けるでしょう。なぜなら、彼らは盲目の中に凝り固まり、イエス・キリストが到来したのにもかかわらず、自分たちの祖先によって十字架にかけられたことを認めようとしませんから⁽⁶⁾。」

しかしながら、たとえその反ユダヤ主義が苛烈な印象を与えるものであったとしても、「しかし、私はユダヤ人たちが正しいキリストの信仰に改宗するように啓示されることを神様にお願います⁽⁷⁾」と述べていることから察するに、それはキリスト教的な隣人愛によって抑止されている。

すでに述べたように、彼の罪意識は、首尾一貫して霊肉二元論に基づき、しかも、きわめて道德的であり、人間の内面ばかりでなくその行為をも強く問題にする。このような罪意識が、ルターとツヴェイングリのいずれに近

いかという問題は非常に難解である。⁽⁸⁾ というのも、ルターとツヴィングリの間には霊肉の関係についてのはっきりとした見解の相違が認められるが、⁽⁹⁾ ロッツァーの著作に表れた範囲では、その像がやや不明確で、そのどちらか一方と同一視することはできないからだ。しかしながら大枠においてどちらの見解にも展開する可能性を秘めているものの、やや全体としてツヴィングリの方に近い印象を受ける。⁽¹⁰⁾

注

(1) 例えば、ルターはこう述べている。「罪」とは、聖書では、単に身体における外的な行いのみではなく、共に吹きまわし弄んで外的な行いを起こさせるすべてのもの、あらゆる力をそなえた心の根をいう。……それ故に信仰のみが義たらしめ、霊と善い外的な行いをよるこぶ願望をもたらしように、同じく罪をおかすのも不信仰のみであって、この不信仰が肉を刺戟して、あたかも創世記第三章に楽園におけるアダムとエヴァとにあったように(六節)、悪い外的行為をよるこぶ願望を生ずるのである」と。「聖パウロのローマ人に与えた手紙への序言」(石原謙訳『キリスト者の自由・聖書への序言』岩波書店、一九五五年)七十四頁。以下、ルター『キリスト者の自由』と略す。

(2) ロッツァーは、新約聖書については、一五二二年度版のルター訳を用いてはいるが、旧約についてはそれ以前

ゼバスチャン・ロッツァーの俗人神学と「十二ヶ条」について

の訳を参照している。Vgl. Götze, *Lotzers Schriften*, a. a. O., S. 14. また、その聖書の引用は、ほぼ正確になされているが、ただロッツァー自身がシュヴァーベン方言に改めたり、あるいはより平易にするために一部を省いたりしているのが、ここでの聖書の引用は、すべてロッツァーのドイツ語の文章をそのまま直訳した。Vgl. Ebenda, S. 15.

(3) Ebenda, S. 81.

(4) Russell, *Lay Theology*, a. a. O., S. 94.

(5) Ebenda, S. 94.

(6) Götze, *Lotzers Schriften*, a. a. O., S. 42.

(7) Ebenda, S. 43.

(8) 例えば、ツヴィングリの罪意識はこうである。「『原罪』とはアダム以来の弱さにほかならない。……われわれが自然の弱さを節度をもって制せず、勝手な振舞いをするとき、自然の弱さから罪過が生ずることとなる。……ともあれ、原罪とはすべての人間に生得的な欠陥である。それはわれわれが神的な在り方から頹落し、手に負えなくなり、獣のようになってしまったことにほかならない。神的な在り方とは、私利私欲を捨て、むしろ他のすべての人のために役立つ者となることである。他方、地上的あるいは獸的な在り方とは、己れ自身を愛し、万事を自分自身のためになすことである。』『宗教改革著作集第五卷―ツヴィングリとその周辺―』(教文館、一九八四年)二三八頁―二三九頁。

(9) マールブルクの会議で、両者の間に以下のような対立点

七九 (七九)

があつた。「ツヴィンゲリは問題の核心に進んで、霊と肉とは相いれない、したがってキリストの存在はただ霊的に可能である、と主張した。ルターは答えた、肉と霊とは結合することができるし、だれも否定しなかつた霊の人は、肉の人を除外しないのである、と。」引用は、ローランド・ペイトン著『我ここに立つ—マルティン・ルターの生涯—』青山一浪／岸千年訳（聖文舎、一九五四年）四二二頁から。

(10) 特にロツツァーがこう述べている箇所は、霊肉結合の問題に関して、よりツヴィンゲリ的である。「ただ聖霊のみが、唯一人を生かすものなのです。肉は全く無用なのです。というのは、それはいつでも霊に反することを求めるからです。そのようなことを古きアダムがしました。アダムは私たちの心の中を支配しています。そしてその時、肉の人間は肉に心が覆われ、しかし、霊的な人間は霊によって心が満たされているのです。」(Götze, *Lebens Schriften*, a. a. O., S. 37.)

第二節 信仰義認論と贖罪観

多くの場合義認論は、その人自身の罪の認識と表裏一体のごとく分かち難く結び付いており、ロツツァーにおいてもそれは例外ではない。彼の義認論は、堅く信仰のみ“sola fide”、恩寵のみ“sola gratia”、聖書のみ“sola scriptura”の三大原則の上に立っており、その点、前二

者の傾向がやや薄い反乱農民たちや後の再洗礼派とは、特に再洗礼派とはその他の点では著しい神学上の相似性が認められるにもかかわらず、袂を分かっている。⁽¹⁾「あなたがたは、野原でも、あなたの家でも、ベットでも、どこでもあなたの望むところで、神様を敬い賛美することが許されるのです。愛すべき兄弟たちよ、そのようなことを心から実行しなさい。ただ神様のみ依り頼み、如何なる被造物をも、地においても天においても神様に代わって助け求めてはいけません⁽²⁾」と。

また、ロツツァーはカトリック的な人間の業による救済を否定しているにもかかわらず、神の戒めとしての行為、つまり神への奉仕を強調している。「そのように教え、ふるまい、そして、自分の業によって僭越にも天国に行こうとする人すべてが、キリスト者に反するのです。なぜなら、彼らは口ではキリストの到来を認めてはいませんが、しかし、キリストが聖なる十字架という元金によって、私たちの全ての罪を支払ったことをかたくなに信じないからです。しかし、彼らが自分たちの業でそのようなことを打ち立てようとするのなら、一体何にキリストが苦しむ必要があつたのですか。……キリストは無償でその恩寵と慈悲によって、あなたを救済し自由にし

幸いにしたのです。それ故に、あなたはキリストに対して無償で自由に奉仕し、間断なくキリストのためにいそしむべきなのです。⁽³⁾この信仰のみの強調は、ルター的な印象を与えるが、それに加えてラッセルは、神との再結合を唱える中世後期の神秘主義的な神学、つまり、信仰と恩寵を受け入れるための準備として悔い改めを要求する神秘主義との融合を見ている。⁽⁴⁾

このような義認論に基づいて、ロツツァーは貧しき者のために免罪符を激しく攻撃する。「それ故に私たちは神様に対して自分の罪についての悔恨や嘆きを頻繁に持つていけば、神様ははつきりと無償でその恩寵によって私たちを赦してください。従って私たちは、神の恩寵や贖罪を買う必要もなければ、あちらこちらへと奔走する必要もないのです。ただ心から神様を敬いつつ従順に生き、そして神様を信頼することだけが必要なのであって、私たちの判断にしたがって生きるべきではないのです。⁽⁵⁾」

ロツツァーの聖人論に幾人かの研究者は、ルターやツヴィングリの聖人論、特に前者の「マリアの賛歌」の影響を見ている。⁽⁶⁾「キリストが、私たちを導きその永遠の死によって罪を贖ってくださいった唯一の方なのです。し

かし、それは私たちの全ての功德とは関係なく、ただ神の恩寵と憐れみによるものなのです。そして、聖母マリアや聖人たちは、その救いをただ神の恩寵から受けたのであって、常にただ神様だけにその信頼と確信を置いたのです。……しかしながら、私たちがその聖処女マリアを誉め讃え敬おうとするときには、私たちは聖母が神様を敬ったように彼女を敬うべきです。全ての被造物のために神様御自身が聖母に非常に崇高な恩寵を御与えになったことを、英語（実際はラテン語）での賛美の聖句、アヴェ・マリアをもつて、讃えるべきです。そして、神様が聖処女マリアやすべての聖人たちに御与えになったような美德を、私たちに与え、それによって私たちが幸いになれるようにお願いしましょう。それ故に、私たちは聖人たちにおいて神様を敬うのです。⁽⁷⁾」

ロツツァーの攻撃は、免罪符だけでなく、ローマカトリック教会の基盤である「ペテロの岩」の言い伝えにも、その矛先を向けている。⁽⁸⁾そこでもまた、何人かの研究者はルターの影響を見ている。「神様は聖ペテロに権限を与え、教会を彼の上に置き、ペテロやその後継者たちは、つないだり解いたりする権限を持ったといわれています（マタイ伝十六章）。ここでそれに答えます。キリストが

ペテロにこう言われています。『肉や血があなたにこのことを啓示したのではなく、それはあなたの天の神様がしたのであり、そのようなことは神様からの贈物だったのです』と。……この聖書の箇所はペテロが岩だという解釈を許さないのです。神様が述べたところの岩とは、イエス・キリストであって生ける神の御子のことです。これは地獄の門が決して打ち勝つことのない岩です。⁽⁹⁾

義認論は、彼の第三文書の「弁明書、三十一カ条」の冒頭に掲げられていることから解るように、ロツツァー神学の中核をなし、しかも、非常に多くの点でルターの影響を受けている。そのうえ、たとえ中世末期の神秘主義からの影響が多く認められるにしても、その神の恩寵が「瞑想」という媒介物によらずに、キリストの贖い、つまり十字架を受けたという歴史的事実から由来するとみている点において、それとは決定的に異なり、従って、徹底した聖書主義を主張していることから自明なように、⁽¹⁰⁾首尾一貫して福音主義の土台に立っている。⁽¹¹⁾義認論に関しても、ロツツァーがルターとツヴェイングリのいずれに近いかという問題は、その答えに窮する。なぜなら、両者の間にキリスト論における相違が認められるものの、義認論に関しては本質的に一致しているよ

うに思われるからだ。⁽¹²⁾しかも、このロツツァーの残された著作の範囲内では、キリスト論については明確な像が映し出されておらず、従って、いずれに近いかは判断できない。しかしただ、文献としてのつながりに関して言えば、ルターの方がより強いであろう。

注

- (1) F・コンラートによれば、「しかし、(農民たちが)法としての福音ないしは聖書を解釈するのに都合がよいように真の宗教改革的な言葉の把握を不明瞭にしたことが、救いの証ではなく人間的な業によって義とされるといふ救済論を明示する。大部分の村落にとっては、宗教改革の説教についての知識の核心を意味するものは、たとえ福音主義的な聖書中心の原理の上に立ってはいいても、元来カトリック的な業の信仰である。」Franziska Conrad, "Die bäuerliche Reformation. Die Reformationstheologie auf dem Land am Beispiel des Untertals," in: P. Bückle, A. Lindt, A. Schindler (Hgg.), *Zwingli und Europa*, Zürich 1985, S. 142. また、再洗礼派については、最近日本では踊共二氏の研究がある。踊共二「再洗礼派運動と農民戦争—シヒヤエル・ザトラーの場合—」(『歴史学研究』第六二六号、一九九一年十一月増刊号)。
- (2) Laube, *Flugschriften*, a. a. O., S. 257.
- (3) Götzte, *Lotzers Schriften*, a. a. O., S. 37.
- (4) Russell, *Lay Theology*, a. a. O., S. 99.
- (5) Laube, *Flugschriften*, a. a. O., S. 254-255.

- (6) Ebenda, S. 263. その注の一四参照。ルターはマリアについて、以下のように述べている。「しかし、マリアの心は、いつも不変不動であって、神が、彼女のうちに、み旨に従いしてくださるところにまかせ、そこからよい慰め、喜び、神への信頼以外、何ものも引き出さない。我々もまた、このようにすべきである。こうしてはじめてこの『讃歌』は正しく歌われるであろう」と。『ルター著作集第一集第四卷』（聖文舎、一九八四年）一七五頁。
- (7) Laube, *Flugschriften*, a. a. O., S. 256. そのほかロツツァーのマリア論は、Götze, *Lotzers Schriften*, a. a. O., S. 44-45. にもあり、ここでは神の人の間の仲保者はイエスのみであって、聖人やマリアではないと主張している。
- (8) Russell, *Lay Theology*, a. a. O., S. 98.
- (9) Götze, *Lotzers Schriften*, a. a. O., S. 67-68.
- (10) 例えば、ロツツァーは以下のように述べている。「二枚の上着（ルカ伝三章十一節では『下着』になっている）をもっている者なら、その人は一枚を売って、新約聖書を買うべきでしょう。なぜなら、人があなたがたを惑わそうとしたときには、あなたがたには神様の生きた言葉を自分で学び、理解する必要があるのですから。……『俗人には聖書を読む資格がないし、それを理解できない』と語っている狼たちから、あなたがたの魂の救いを守りなさい。その狼たちの言葉は、偽りです。全能なる神様は、常にその御言葉を、素朴で敬虔で単純な民衆に与え、告知されたのですから」と。(Laube, *Flugschriften*, a. a. O., S. 257-258.)

- (11) Russell, *Lay Theology*, a. a. O., S. 92-93.
- (12) 前掲、ブリックレ『ドイツの宗教改革』八十六頁～八十七頁。

第三節 聖化としての行為とキリスト教的 的生活

第一項 自由の概念

ルター的な意味でのキリスト教的自由論は、神によって義とされ、律法から解放された自由、すなわち内面の自由と、その結果、自由な愛から他人に奉仕する自由、つまり、外面の従属とに大別できるが、⁽¹⁾ここでその両者を分けて論じること自体にたぶん問題をはらんでいる。しかしながら、本稿では便宜上後者を中心に、ロツツァーの思想に入り込んでみたい。

ロツツァーの自由論も徹底した霊肉二元論に基づいている。しかも、神の恩寵のみによって自由にされるといふ点、全くルターの主張と一致している。「ここで預言者が私たちに示したように、私たちが望んだときにキリストは神の恩寵を与えられ、私たちを自由にし、神の言葉と敵対する全てのものと、つまり、それを恐れないように、私たちを対決させることができるのです⁽²⁾」と。

ロツツァーは肉の自由と靈の自由を厳しく區別する。「人がキリスト者の自由を偽装の手段として肉的に用いたその根拠を、私は聖書から指し示したのではありません。……なぜなら、眞のキリスト者はそのような自由を適度に用いるのであって、過度に使用したりはしないのです。肉の快樂にしたがつて生きるものは、一匹の魚や別の食べ物を飽きる程にまで食べ尽くし、同じように、肉や、ビールや、ワインを暴飲暴食しうるのです。……しかし、そのようなことが死罪に値するがゆえに、私たちは自分に戒めと強制を課しうるのです。それ故にキリストは私たちを自由にしたし、彼ら（聖職者）が私たちの良心を苦しめたとしても、誰もその苦しめる権限を持たないのです。それに従って、常に人はその自由を拒絶してはいけません³⁾。」ラツセルがこのロツツァーの自由論を「神の言葉を知ることがキリスト者に特別な自由を与えるにもかかわらず、その自由は福音の枠によって制限されている」と規定しているが、もしそれが妥当するならば、ルターのものとは聖化としての行為に關して若干の相違があるように思えてならない。つまり、ルターの場合靈の自由は福音によって制限されることはなく、むしろ、信仰に起因して福音を守って生活する自由

である。それに対して、ロツツァーにおいては靈の自由が直接的には人間の外面的な行動に連続せず、行為するに際して再び倫理的強制を必要としている点が大きく異なっている。

断食について述べた彼の以下の発言も興味深い。「(マタイ伝六章十六節―十八節) ここでイエスは、もしあなたちが断食をするときは、破門の脅しによって断食を義務づけたり強制されたりすることを述べてはいません。その上イエスは、我が教皇主義者たちがするように断食の時期を定めたりしませんでした。とりわけ断食に關しては、彼らは、一日にほんの三杯のスープも減多に飲めないほどに貧しく労働にいそんでいる民衆を、破門の脅しによって断食するようにと駆り立てています。そのくせ自分たちは満たされた生活をして居るのです。断食する時以外は一年中有り余る食べ物や飲物を消費して生活することが、一体よいのでしょうか。どうか聖書から聖職者たちが私たちを、破門の脅しと私たちの良心の大罪によって苦しめることが許されるような権限を持つているかどうか示してください。神様は如何なる強制的な下僕を欲し給わないです。自由意志 (free-will) で全ての事柄に奉仕するものを望まれるので

す。」つまり、ここでの自由論は、上述の引用のものとは倫理的強制をやや否定的に受け取っている点、若干の相違が見られる。

彼の自由論の行き着く先は、富の放棄である。これは余りにも厳格で理想主義的である。「私が暗闇の中で述べたことを、光の中で話してください。あなたがたが耳で聞くことを屋根の上で説教してください。そして、肉体を殺せても魂を滅ぼせないものを恐れてはいけません。むしろ地獄で肉体と魂とが朽ち果ててしまうことを恐れるべきです。(マタイ伝十章二十七節) …… 私たちは、キリストのために自分のもっているものをすべて失うべきです。いやその前に捨て去るべきだと、ここであなたがたははつきりと理解するでしょう。たとえ聖に俗にそれに対する反対が多くの場合で起ころうとも、私たちは、魂を失ってその真摯な言葉から目をそらすべきではないのです。」⁽⁵⁾

農民戦争当時、自由について問題になったのは、キリスト者は法的にも自由であらねばならないか、あるいは人はキリスト者としては自由であるが、肉体においては隷属しうるかという問題であった。つまり、このキリスト者の自由に、法的な自由の問題が絡まってきたのである

る。「十二ヶ条」において、実にデリケートな形で両者が頻繁使われている。その第二条にこう書いてある。

「それゆえ、私たちが自由であり、また自由であろうと望むのは、聖書に基づくことなのです。しかし、私たちが完全に自由であり、如何なる権力も必要でないとは考へてもいないし、神もそんなことを教えられてはいない。私たちは、戒めにしたがって生きるべきであり、自由な肉の恣意にしたがって生きるべきではない」と。⁽⁸⁾この引用の前後にそれぞれ、キリストの贖いと農奴制の放棄の要求が書かれている。もし、前者のみがあつて後者がなかつたらこの引用文は上で議論したロツツァーの自由論と大差はない。しかし、農奴制廃止要求が付け加わると、自由の意味が一変してしまい、肉の自由と霊の自由が対比的に用いられてはいるものの、両者が実に微妙な形で重なりあつてしまい、区別ができなくなる。ある意味ではここに霊の自由の誤解があり、ロツツァーの五つの著作に表れた自由論とは著しい隔たりがある。というのも、後者は、神の言葉のためには全ての財産をも投げ捨てるという、世俗的な名誉や地位を完全に度外視した主張であるのに対して、前者は全く正反対に経済的社会的な理由から世俗的な地位の向上を求めており、それは、まさ

しく肉の自由に過ぎないからだ。従つて、もしロツツァーが「十二ヶ条」の著者であるとすれば、この第三条は完全に異質な二つの主張、つまり、ロツツァーの神学と農民たちの要求が不自然な形で混ざりあつてしまつたことになる。

注

- (1) 前掲、ルター『キリスト者の自由』十三頁。特に、人間の行為に関しては、ルター「善きわざについて」(『ルター著作集第一集第二卷』聖文舎、一九六三年)を参照。
- (2) Laube, *Flugschriften*, a. a. O., S. 260.
- (3) Götzte, *Lotzers Schriften*, a. a. O., S. 39.
- (4) Russell, *Lay Theology*, a. a. O., S. 106.
- (5) Laube, *Flugschriften*, a. a. O., S. 253.
- (6) Ebenda, S. 260.
- (7) Maurer, *Prediger im Bauernkrieg*, a. a. O., S. 152-153.
- (8) 『宗教改革著作集第七卷—ミュンツァー、カールシュタット、農民戦争—』(教文館、一九八五年)三四六頁。

第二項 共同体論

教会観や共同体論に関しては、ロツツァー自身にも見解の混乱があり、あながち明確には断定できないが、その特徴を挙げれば、全体として愛と一致の共同体と規定できるのではないか。⁽¹⁾ 第一に、彼は聖職者に対して俗人

の役割を強調し、特に上述のように聖書の解釈権の解放を主張するなど、両者の区別を余り設けようとはせず、従つて、ルターの万人司祭主義と相応じる点がすくなくない。⁽²⁾ 「それ故、しかしながら聖なるキリストの教会は、聖霊の恩寵によつて集まつたあらゆる信者の集會に他ならないのです。マタイ伝一八章(二十節)にはこう書いてあります。『一人の人が私の名において集まるところには、その中心に私がいるのです』と。それ故に聖霊の下に集まつているものは、ただ神様のみを知る聖なる教會なのです。今運営されている兄弟団は、悪用されています。というのも、私たちすべては全キリスト教徒の中の兄弟や姉妹であり、私たちの魂の救いに関して互いに願ひあふ義務があるのですから。そして、私たちがする全ての善きことは、全くキリスト者の共同体の中へ向けられているのです。それが一致した正しき兄弟団なのです。なぜなら、キリストが私たちのパトロンなのですから。』⁽³⁾

しかし、聖職者と俗人とが完全に一致したわけではない。依然として説教や sacrament は聖職者の義務であり続けたのである。⁽⁴⁾ しかしながら、上述のように彼がカトリック教会の「ペテロの岩」を批判していることから、

そのヒエラルキーも当然認めていない。特に「私たちの頭はキリストであつて、ローマ教皇ではない」⁽⁵⁾とまで明言している。

サクラメントについては、洗礼、結婚、告解、聖餐の四つものしか言及していない上に、しかも、前二者についてほんの僅かしか触れていないことから、ここでは告解と聖餐について述べることにする。「キリストの血は俗人には与えられてはいません。それがこぼれかねないということです。……しかし、キリストは決して人間にとつて危険なものではありません。なぜなら、むしろよりも言葉と信仰に重きを置いているからです。信仰がそれを行わなければなりません。さもなければ、そのしるしは私たちには何の助けにもならないのです。というのも、(イスカリオテの)ユダも(最後の晩餐で)しるしを受けましたが、彼が疑いなにも信じなかつたために、それは彼に何の効用をもたらさなかつたのですから」⁽⁶⁾と。結論として、彼は聖餐についても聖職者と俗人の間の差別を撤廃し、二種陪餐を主張している。⁽⁷⁾

告解については著しく詳細に論じられている。⁽⁸⁾その論理を簡単に述べれば、第一に、旧約聖書にはそのような制度は書かれていないし、第二に神のみが人を赦すこと

ができるのであるから、私たちが告解をするのは神のみであると主張している。結局は、キリストが十字架に架かつたという歴史上の事実が贖いなので、告解自体に効力がないというのである。そして、最後にこう述べられている。「もしあなたがたが人の企みや過ちを赦すならば、あなたがたの天の父もあなたがたを赦されるでしょう。もしあなたがたが人の過ちを赦さなかつたのなら、あなたがたの父もあなたがたを赦さないでしょう。」(マタイ伝六章十四節―十五節) ⁽⁹⁾それが、善き告解なのです。

ロッツァーにとつて、共同体は隣人愛の満ち溢れる貧民救済組織でもあつた。それは彼にとつて、終りの日のための準備であつたのであろう。「しかし、善き共同体のあるところには、一つの壺の中に、あるいは彼らにとつてよいと思われるような仕方、お金が集められ、そしてそれを自ら家も持てないような貧しい人々に、それが彼らにとつてよいと思われるような時に、分け与えられるのです。それが真の兄弟団なのです。」⁽¹⁰⁾

さらに、彼には、絶対の平等が存在する目に見えない教会も構想していた。「ユダヤ人たちが改心してキリスト者になつたあの使徒の時代に、彼らは、全ての財産を

共有していたのです。ああ、そこにいるのは、なんと善きキリスト者たちでしょうか。私たちも自発的にこのよ
うなことをするのであれば、なおも素晴らしいこと
でしょう。主なるキリストは、ルカ伝の六章で私たち
に富について警告しているのです。『ああ哀れなのは、
あなたがた金持ちたちです。なぜなら、あなたがたは富
に自分の慰めを置いているからです。』今私たちが出
会いたいのは、神の言葉の真の告知者であり、ただ私
たちの魂の救いと幸福を願ってくれる人です。それ
に対して、おべっかばかり述べて、いつも腹を満
たしているような人は、世俗的なこと、つまり自分
たちの賞賛や名誉を求めているのです。聖パウロは、
私たちにテモテ前書六章（八節―十節）でこう警
告しています。『私たちは、食べ物と衣服を持
つていればそれで満足しなければならぬのです。
なぜなら、金持ちになりたいものは、人々を滅
亡と地獄の刑罰へと落とし込む試み、畏、そして
多くの有害な空気の中にはまっついているから
です。つまり、吝嗇は全ての悪の源で、それが、
何人かの人々を貧欲にし、信仰から迷い出さ
せるのです。』⁽¹¹⁾これはある意味では、使
徒的財産共有制に近いとも表現できるのでは
ないだろうか。

彼のエクレシヤは、「十二ヶ条」のそれとは非常に重なる点があるように思われる。第一に、彼は何事にも愛と一致と平和を説いている。「十二ヶ条」では、それが福音の成果であり、すべての争い事の解決の糸口だとい
う。しかも、「十二ヶ条」の中には、十分の一税の利用法について、最後に余ったものを貧民に分け与える思想が込められており、これは、ロツツァーの貧民救済論と非常に類似している。ブリックレは、農民戦争の革命の目的は、公益とキリスト教的兄弟愛だと述べている。⁽¹²⁾まさに、それがロツツァーの著作に浸透しているのではないだろうか。聖職者のあり方も、両者は大体において共通している。というのも、司祭という職務は否定されてはいないが、共同体に牧師の罷免権を認めている上に、それまで聖職者たちの持っていた特権が、かなりの程度否定されているからだ。

しかし、「十二ヶ条」とロツツァーの著作には全く違う共同体論の要素がある。特に、財産共有制というものは、「十二ヶ条」には、例えばグルントヘルシャフトをほぼ承認していることなどから全くない。つまり言い換えるならば、「十二ヶ条」の共同体論は、社会問題から出発してエクレシヤの事柄を論じているのに対して、

ロツツァーの著作は純粹に信仰の問題から始まっている。それがユートピア的に映るのは、地縁的な共同体を度外視した信仰の世界の中だけに理念として存在するからだ。この当時ロツツァーにとっては社会経済的な問題は全く二の次だったのであり、この共同体は選ばれた人間だけの静かな集いだったのである。

ルターやツヴィングリの共同体論との比較は極めて難解だ。ブリックレが論じているように、ルター自身にも、共同体の具体的な権限についての見解の変化があるので、⁽¹³⁾ここでは問題が複雑化するのを避け、詳細に論じないことにする。ただ、ベルント・メラーによれば、ルターのゲマインデ観は、教区ゲマインデと都市ゲマインデとの素朴な同一視を不可能にしたのに対し、ツヴィングリは生きた一つの有機体としてそれを可能にし、神権政治への道を開いたというのである。⁽¹⁴⁾その観点に従えば、「十二ヶ条」のゲマインデ観は明らかにツヴィングリの方に近いが、ロツツァーのものはほぼ両者の中間に立っているとしか規定できない。ただ、ロツツァーの共同体観は、むしろ再洗礼派のものにより一層の親近性を感じるがゆえに、この問題はさらなる思想的検討が必要に思われる。

ゼバスチャン・ロツツァーの俗人神学と「十二ヶ条」について

注

- (1) ロツツァーの教会論については、以下の文献を参照のしよう。Russell, *Lay Theology*, a. a. O., S. 95-96; Bossert, *Lotzer und seine Schriften*, a. a. O., S. 9-10, S. 39; Vogt, "Zwei oberschwäbische Laienprediger," a. a. O., S. 419, S. 493, S. 495.
 - (2) いくつかの箇所でロツツァーは「私たちキリスト者はすべて同じ司祭なのである」と述べている。Vgl. Götz, *Lotzers Schriften*, a. a. O., S. 58.
 - (3) Laube, *Flugschriften*, a. a. O., S. 258.
 - (4) 例えばこのように述べられている。「神の言葉を告知する説教師たちは、司教である。」(Götte, *Lotzers Schriften*, a. a. O., S. 58)「なぜなら聖パウロが、神の言葉の中で働き、教唆する人を司教と呼び、……その神の言葉の中で教唆する人を二倍の尊敬の念を持って敬うように私たちに命じているからです。」(Ebenda, S. 76.)
 - (5) Ebenda, S. 70.
 - (6) Ebenda, S. 65.
 - (7) このロツツァーの主張については、何人かの研究者はツヴィングリの聖餐論との類似性を指摘しているが、それに対してフォークトは、ツヴィングリのそれは一五二五年に初めて表れており、ロツツァーのこの著作の方が先であると述べ、両者の関連性を否定している。Vgl. Vogt, "Zwei oberschwäbische Laienprediger," a. a. O., S. 490.
- また、フォークト自身このロツツァーの第三文書は、

聖書の引用の仕方につヴィングリのもと二三の相似があるものの、ツヴィングリのドイツ語の著作との関連は認められないとしている。Vgl. Ebenda, S. 489.

そのほか聖餐論については、以下の箇所を参照。Bossert, *Lotzer und seine Schriften*, a. a. O., S. 33.; Russell, *Lay Theology*, a. a. O., S. 98-99.

(8) Götze, *Lotzers Schriften*, a. a. O., S. 66-70. また、告解に「つても、以下の箇所を参照のハム。Bossert, *Lotzer und seine Schriften*, a. a. O., S. 29-31; Vogt, "Zwei ober-schwäbische Laienprediger" a. a. O., S. 485-487.

(9) Götze, *Lotzers Schriften*, a. a. O., S. 69. リッセルは、この告解論にも中世後期の神秘主義的な神との再結合の思想の痕跡を見つゝる。Vgl. Russell, *Lay Theology*, a. a. O., S. 99.

(10) Laube, *Flugschriften*, a. a. O., S. 259.

(11) Götze, *Lotzers Schriften*, a. a. O., S. 84.

(12) Blickle, *Die Revolution*, a. a. O., S. 151-S. 244.

(13) P. Blickle, *Gemeindereformation. Die Menschen des 16. Jahrhunderts auf dem Weg zum Heil*, München 1985, S. 138.

(14) ヘルント・メラ著『帝国都市と宗教改革』森田安一／棟居洋／石引正志訳（教文館、一九九〇年）では以下のように書かれている。ルターにおいては「むしろキリスト者は原理的に神の前では同じ身分に属する。しかも、すべての者は『神の霊的な身分』に属するのである。司祭はただ『官職保有者』に過ぎず、『御言葉』を告げるた

めにゲイマンデによって任用されただけである。」（同上、六十七頁～六十八頁）。「すなわち、共同体的関係は彼（ルター）の思想の中心にはなく、一義的理念でもなく、かろうじて二義的な理念であった。中世後期の都市は個人をまず共同体の成員と捉え、個人の救済は共同体を経て見出されるものと見なしていた。なぜなら個人は職業的、道徳的に都市に組み込まれることによって、都市全体に与えられる救済に参与したからである。このような考えに対して、ルターは全く異なった立場にいた。彼によれば、キリスト者はこと救済の問題に関しては個人として神の前に立つのである。……こうして教区ゲマインデと都市ゲマインデの旧来の素朴な同一視は不可能となった。信仰者の共同体である教会はゲマインシャフトであるかぎり、その本性上不可視的である。ただ信仰においてのみ、その統一性と具体的実在を知ることができ。」（同上、六十九頁）。「ツヴィングリも絶えず、人間の身体という古典古代—原始キリスト教時代のイメージによって人間の共同体を描いていた。市民共同体も教会も、互いに密接な関係にあつて共働しあう多くの人々からなる生きた一つの有機体だと、彼は考えた。……教会と都市当局は実は一つの目的の下に、すなわち神の国の拡大と神の栄光の実現のために結合している。……というのは、教会は公民の最良の教師であった。真の宗教なくして、いかなる国家も真に存続することはできない。キリスト者だけが分別があり、正しい統治者たりうるからである。」（同上、七十三頁～七十四頁）。また、両者の

共同体観が表れている史料として例えば以下のものがある。ルター「キリスト者の集まり」(『ルター著作集第一集第五卷』聖文舎、一九六七年)。ツヴィングリ「六十七箇条の解題と論証」(『宗教改革著作集第五卷—ツヴィングリとその周辺—』教文館、一九八四年)、特に第七条—第十七条、第二十三条、第三十四条—第四十三条、第六十一条—第六十三条など。

第三項 権力観と法理解

ロツツァーの権力観を、正確に把握することは難しい。なぜなら、第一文書の「勧告」と第五文書の「弁明」との間に若干の相違がみられるからだ。すでに述べたように、それを能動的なものと解釈する人もいれば、他方でそれを受動的なものと見なす考え方もある。また、彼を全体として、ラッセルのように平和主義的と解する人もいれば、ルター派からカールシュタットやチューリッヒの過激派に転向したと見る人もいる。⁽¹⁾ただ、一つだけ確かなことは、第一文書においては、神の言葉を守るために忍従的な殉教を勧めていることである。「全ての愛すべき兄弟たちよ、ここで私はあなたがたに警告します。あなたがたはあらゆる事柄において神様を目の前で見て、兄弟として互いに愛し合い、あらゆる権力に服従し、従順であろうとしてください。つまり、聖ペテロが、彼の

第一書簡(二章十三節)で以下のように述べていますが、そのように振舞ってください。『主のために、あらゆる人間的な秩序に従順であるべきです。それが最高位の権力者としての王であろうとも、あるいは、王によって遣わされた地方長官であろうとも従うべきです』と。それ故に、私たちは、肉体と財産に関しては、権力が神様に逆らうことを命じない限りにおいて権力へ服従する義務があるのです。なぜなら、ペテロが使徒行伝(五章二十九節)で、エルサレムの高官にこう述べているからです。『人間に従うよりも神様に従うべきである』と。従って、もし、聖職者であれ世俗の権力であれ、神の言葉を駆逐し、それに従うことを禁ずる場合、目の前に神様がいらっしゃるのだから、むしろ喜んで私たちはすべてのものを失ってしまっても、神の言葉を奪われてはなりません。カルストハンスは、自分が捕らえられていることを、あなたがたに悲しんでもらいたくないのです。なぜなら、彼は自己の信念を持っており、あなたがたが私に示したように、殺されようと、生かされようと、彼にとつては同じことなのですから。私があなたがたから聞いたことによると、彼はあなたがたを神の言葉によって熱心に教化し、暴動と反乱を警戒するように求めたのです。⁽²⁾」こ

のような人物がどの様な原因で、農民の先頭に立つて暴力革命を指揮できるのだろうか。彼がいよいよやながらも、農民団の書記を引き受けたのも、まさに暴動と反乱を避けるためではなかったのではないだろうか。

しかし、第五文書に入るとその権力観に微妙なずれが生じる。そもそもこの文書の目的が、メミンゲン市の宗教改革が進展した結果、聖母教会への民衆の乱入事件が勃発してしまい、それを民衆の側に立つて弁明することにあつたため、問題は一層複雑になってくる。「誰が一体、キリスト教的なゲマインデに、権力に対して全ての重要でしかるべき事柄において、従おうとしないという罪を帰せたのですか。その様な誹謗をする人は真理を濫り、キリストに反する間違つた心を抱いてそのようなことを述べ、ただ名誉あるゲマインデに対する敵意を煽ろうとしたのです。なぜなら、私が確かにやって来たのは、非常に正当な事柄において、従順なゲマインデを聞き知つた時だからです。しかし、実際なんらかの暴動が起こりはしましたが、その原因はただ聖職者たちにあると呼ばれるべきです。つまり、彼らは、その時聖なる神の言葉に激しく逆らい、キリストの小羊の毛を刈りとうろとはするが、皆さんも周知のごとく、司牧する気がな

かつたのです⁽³⁾と。そしてさらに、「神の言葉に力づくで逆らい、それに不誠実な人には、ほとんど何も与えるべきではないし、またマタイ伝十八章にでてくる兄弟のようにその人に警告すべきです。つまり、『その人に悔い改める意志がない場合には、もし、その彼が前もって十分に警告をうけているならば、異教徒と見なすべきです。』 名誉あるゲマインデは、神の言葉にかなつた正しいこと以外の何も求めないのです。正当な権力が、よく言われているように、神様と正義に従つて行政を司っているならば、人はその権力に喜んで服従し、従順であるでしょう。しかし、もしそうでないならば、使徒行伝五章(二十九節)の言葉がとられるのです。つまり、『人間に従うよりも、神様に従うべきです。』けれども、もし神様に逆らつた言葉や業をもつて無法に振舞うものが何人かいる場合には、このものを正当な権力者はその罪過に応じて罰し、いかなるものもその点では赦免すべきではありません。なぜなら、キリスト教的な権力は、悪を罰することをはばからないからです。つまり、その様な権力は罰すべきところでは罰を与え、慈愛を施すべき時には慈悲深いのです。』というのも、権力は善き業を行う者にとって恐ろしいのではなく、悪しき業を行う

者にとつて恐ろしいものだからです（ロマ書十三章三節）⁽⁴⁾」と。

前間良爾氏は、ここに彼の権力観の飛躍的な前進をみて、「権力への受動的抵抗権を乗り越え、民衆運動の展望に支えられて、新しいキリスト教的権力を求める⁽⁵⁾」と述べている。確かにここでロツツァーは権力自体が正当であることを要求してはいるが、平和を著しく願望し、権力への不服従自体はやや否定的に表現される。従つて、ラッセルも述べているように、ここで彼は暴動の正当化よりも、むしろ、事態の混乱への非難の矛先をカトリックの司祭に向けていると解すべきではないか。⁽⁶⁾ いや、ここで彼に権力観の前進があつたということよりは、むしろ現実的な適応を余儀なくされたと解釈すべきではないだろうか。つまり、彼の理想は、あくまでも忍従的な殉教であり、それが全ての人には強要できない厳しい教えであるため、時限立法のようにこのケースでは、宗教改革の進展を目指して民衆の側に立つて弁明したのではないだろうか。というのも、ここでも抵抗権の範囲を宗教的な問題に限定する意図がはつきりとみてとられ、世俗的な事柄への進展はそれに関連する限りで認められるだけで、世俗それ自体の抵抗権は、今までの彼の論理を適

応すると、肉のむさぼりとして断罪されただろうからだ。

彼の抵抗権が、ルターとツヴィングリのいずれに近いかという問題は、その法理解とあわせて解釈すべきだろう。ラッセルによれば、ロツツァーには三つの法がある⁽⁷⁾という。第一が、福音の戒律 (evangelical law) で、それは他の全ての法の上に君臨し、国家と教会はそれに奉仕しなければならないのである。第二が、市民法・私法 (civil law)、つまり、世俗の国家が作った法で、それは人の身体と財に関する事柄に適用される。最後がいわゆる自然法 (natural law) で、自然の實在に関するより一般的な総意である。

ルターとツヴィングリの法理解と抵抗権とを比較すれば、ロツツァーのそれも、「十二ヶ条」のそれも明らかに全体としてツヴィングリの方に近い。というのも、特に国家が福音の戒律に奉仕しなければならないという点において、世俗の国と霊の国という二王国の分離は、全く不明確だからだ。それがツヴィングリのものと全く等しいとはいい難いが、その中に社会聖化の志向性も確かに認められるのである。

しかし、ここでも私はロツツァーの著作と「十二ヶ条」との間に、上で挙げた共通性の他に、相違性を感じ

てしまう。というのも、ロツツァー自身は、「十二ヶ条」で書かれている以上に平和主義的な人物だからだ。つまり、第一文書の忍従的な抵抗権だけではなく、第五文書の主張も、特にその抵抗権が純粹に信仰の問題のみを扱った点は、「十二ヶ条」のように社会経済的な理由から徒党を組んで領主の改善を要求することとは論理的に矛盾すると思われるのだ。⁽⁸⁾

注

- (1) Russell, *Lay Theology*, a. a. O., S. 106; Böhmer, "Die Entstehung der Zwölf Artikel," a. a. O., S. 114.
- (2) Laube, *Flugschriften*, a. a. O., S. 259-260.
- (3) Götz, *Lotzers Schriften*, a. a. O., S. 82.
- (4) Ebenda, S. 83.
- (5) 前掲、前掲「メンミンゲンの宗教改革」一四三頁。
- (6) Russell, *Lay Theology*, a. a. O., S. 106.
- (7) Ebenda, S. 107.
- (8) 私は、マウラーのように「十二ヶ条」の政治的立場とロツツァーのそれとを同じものとは考えない。むしろ「十二ヶ条」は、ロツツァーが農民たちの主張にそれとは微妙に異なる自分の立場を書き加えたものだともみたい。
Vgl. Maurer, *Prediger im Bauernkrieg*, a. a. O., S. 205-213.

第四節 終末論と再臨の信仰

ラッセルによれば、この世の終末が近づきキリストが再臨するという期待は、ロツツァーの思想において決定的に重要な役割を演じ、彼の教会改革の訴えも、貧者のための慈善も、すべてその最後の日に生きている確信から由来しているというのである。⁽¹⁾ つまり、それらの行為は、この世の終末のための準備に等しかったのである。

さらに、ラッセルはそこに中世末期の神秘主義や大衆神学の影も見ている。⁽²⁾ ここでは、その終末観が最もよく表れているロツツァーの第四文書「マタイ伝二十二章の注解」の内容紹介によって、それを明らかにしてみたい。⁽³⁾

マタイ伝の二十二章一節〜十四節にはこうある。「天国とは、息子の結婚式を準備する王のようなものである。王は、自分の下僕たちを遣わして、彼らにその結婚式のために客を呼んでくるように命じた。しかし、その客たちは来ようとはしなかった。だが、王は別の下僕を遣わし、その者に言った。『客たちにこう言いなさい。見てください。すでに私が食事を準備しました。私の牛も、家畜も打ち殺して、すべて用意されているのです。さあ結婚式に来てください』と。しかし、客たちはそれを無

視し、一人は畑に、もう一人は商売に出かけて行ってしままい、しかも、何人かのは、この王の下僕を捕まえて乱暴をはたらき、殺してしまったのである。それを聞いて王は憤慨し、軍隊を送り、殺人を犯したその者たちを叩き殺し、その町を燃やしてしまったのである。そこで王は自分の下僕に言った。『確かに結婚式の準備が整ったが、それにふさわしい客がない。ゆえに、街に行っておまえが見つけた人を手当たり次第結婚式に招きなさい』と。そして、その下僕は出て行って、見かけた者は、善人でも、悪人でも一緒につれてきた結果、結婚式の机は人でいっぱいになってしまったのである。その客たちを見ようとして、王が部屋に入ってきたときに、結婚式にふさわしい服を身につけていない一人の客を見つけて、その人に言った。『友よ、なぜおまえは、結婚式にふさわしい服を着ずにやって来たのか。』しかし、その客は黙っていた。そこで王は自分の下僕に言った。『あの者の手足を縛って外の暗闇に投げ捨てなさい。彼のうめき声と歯ざしりの音がするだろう。』多くの者が招かれたが、選ばれる者は少ない。』

ロツツアーによれば、この例え話の王とは神のことで、この結婚式は御子キリストのために用意され、罰を受け

た者たちは、神の言葉を聞き入れずに、世俗的な名誉や貧欲に身を任せた人々のことである。つまりこの結婚式は、キリストを永遠の配偶者として人類に任命するために行われたのであり、それによって真のキリストの信仰が送られるのである。また、王が遣わした最初の下僕たちは、聖なる預言者たちで、最初にユダヤ人たちの下に出向いて行き、そして無視されてしまったのである。二番目に遣わされた者は聖なる使徒たちで、彼らは激しい迫害を受けた。しかも、ロツツアーは、この結婚式のために打ち殺された家畜に、いわれのない死によって人類を救ったキリストの姿を二重写しにしている。従って、その食事を受けなかった人々は、神の偉大な恩寵、愛、そして、善きわざに感謝をしなかった人のことである。つまり、彼によれば、このようにユダヤ人たちが神の言葉に心を閉ざしていたので、代わって異邦人が選ばれたというのである。故に、その打ち滅ぼされた町とは、エルサレム、コラチン、ベトサイダのことを暗示し、以来ユダヤ人たちは離散したのである。

ロツツアーによれば、この例え話の最後の部分は、キリストの再臨と人類への審きを意味するという。人の子は、神の国がその神の意志に満たされたときに、降りて

きて、羊飼いが羊と山羊とに分けるように、生と死の審きを下すのである。つまり、結婚式用の身なりをしていないものこそ、キリストという岩の上に家を立てないもの、すなわち、信仰を持っていないもので、彼らは徹底的に審かれるのである。彼は現状をこう嘆く。「ああ、あなたは何と慈悲深く、善き穏やかな主なる神様であらせられるのですか。どの様にして、あなたの高価で変わることをない言葉が、この私たちの最後の危険な時代において、とりわけ私たちの先駆者たるべき有力な指導者たちによって、用いられてきたことでしょうか。彼らは、正しく敬虔なキリスト教的な説教者たちを捕らえさせ、火やぶりにし、他国へ追いやり、邪教徒と罵り、その一部を再び無理に召還させているのです。もし、私たちが神様に対する従順な心を持って自分自身を認めず、神様に熱心に恵みと赦しを願わないならば、神様はもはやこれ以上は我慢されないうし、またなさりたくないでしょうし、おそらくなさらないでしょう。そして、重く強力な罰を私たちの上に下さすでしょう。」⁽⁵⁾

そして最後に、彼はこう呼びかけている。「眠りから目覚めるときが来ました。なぜなら、私たちが思っていたよりも私たちの救いはもう近いからです。夜は過ぎ去

り日はもう来ています。暗黒の業から私たちを解き放つてください。そして、光の武器を身につけさせてください。私たちに名誉ある道を歩ませてください。暴飲暴食ではなく、淫乱や好色ではなく、争いや怒りではなく、イエス・キリストの下に向かわせてください。」⁽⁶⁾（ロマ書十三章十一―十四節）

このような終末思想に触れたとき、今までのロツツァー観は百八十度転換する。なぜなら、全てが終わりの日のための準備であって、たとえ彼が世俗の事柄に積極的に活動していても、世俗自体の変革を目指したのではなく、むしろ慈善奉仕の精神で促されていたのだから。バルトリンゲン農民団の書記に就任したのも、「十二ヶ条」を起草したのも、切迫した終末観から生まれた彼の優しい心根が、患難にあっている農民たちへの奉仕を促したからではなかったか。社会の聖化や変革はロツツァー自身の目的ではなく、自分の良心に忠実に活動した単なる結果であろう。

注

- (1) Russell, *Lay Theology*, a. a. O., S. 91.
- (2) Ebenda, S. 92.
- (3) 原文は、以下の箇所にある。Vgl. Götze, *Lotzers Schriftten*, a. a. O., S. 75-81.

(4) ロツツァーは、異邦人の選びの根拠として、ホセア書二章二十五節、ロマ書九章二十五節、イザヤ書四十九章六節、などを引いている。Ebenda, S. 80-81.

(5) Ebenda, S. 82.

(6) Ebenda, S. 81.

(五) 結語

ロツツァーの神学を考察して、ルター派かつヴィンゲリ派かという問題は、個々の点ではそれぞれの影響を指摘しえても、ここでは未解決のままに終わらざるをえない。なぜなら、ロツツァー自身が、宗教改革の福音に忠実であろうとした一人の自立した俗人神学者であったからだ。しかも、当時まだ人々にはルターとツヴィンゲリの違いがほとんど意識されていなかった点を考慮すれば、⁽¹⁾その問い自体が、たとえ現代的視点から整理のために必要であつても、ほとんど同時代的意義を持たないのではないだろうか。しかしながら、総体的にみれば、特に世俗と霊との関係という神学の根本問題において、ロツツァーはルターよりはツヴィンゲリの方にやや近い。ただここで注目すべき点は、彼がいじらしいほどに幾度かルターのために弁明を繰り返しているように、⁽²⁾文化的にスイスにより近いこの西南ドイツの精神風土にも、北方

のルター主義が深く浸透しつつあつたことではないだろうか。

また、「十二ヶ条」には確かに、ロツツァーがその著者であると思われるような思想が随所にみられるが、しかし、ロツツァーの思想があくまでも極めて宗教的な問題を対象としているのに対して、「十二ヶ条」の諸要求は余りにも社会経済的なものが多い点、両者は大きく異なつてゐる。ラツセルも述べているように、「ロツツァーのパンフレットの内容は、圧倒的に神学的であつて社会経済的ではない。神のインスピレーションは、特別な経済的苦しみよりも、中世的な神秘主義の伝統に深く根をもっているのである。」⁽³⁾しかも、そこにはロツツァーの神学から引き出せない、あるいは矛盾した要求もある。おそらくロツツァーは本来の自分の思想と農民たちの要求との間で板挟みになつて、そこに非常に複雑な気持ちを交差させながら、「十二ヶ条」を編集したのではないだろうか。なぜなら、彼の人生の目的は、社会問題の解決ではなく福音の普及にあつたからだ。しかし、ロツツァーは本来の自分の領域から一歩踏み出して、権力の側に立つこともなく、暴動や反乱を傍観視することもなく、農民の側に近づいて彼らの要求を代

弁したために、殺されてしまった。しかも、彼が争いの平和的解決のために農民たちの窮状を見るに見かねて行った良心的なその行為が、結果として大騒動を引き起こし、意図せざる方向へと運動を進めてしまったのである。というのも、「十二ヶ条」は、ロツツァーの良心の産物でもあったと同時に、すでにある程度農民たちの心の中で温まっていた思想の産物でもあったからである。従って、ブリックレが「知識人は決して革命の考案者ではなかった」と述べたことは、ある意味では真理をついている。なぜなら、ロツツァー本人の中に元々「十二ヶ条」の全ての思想があつたわけではないのだから。しかし、知識人なしでは、決して革命は起こらなかったことも見逃してはならない。というのも、「十二ヶ条」自体の中にもロツツァーの思想が新たに付け加えられていたのだから。つまり、革命の考案者は、その異質な二つの文化、つまり、都市の知識人の文化と農村文化が出会つた出来事それ自体ではないだろうか。

結局ドイツでは、政治的な自由を求めた農民たちの主張のみならず、ロツツァーのような宗教的な平和主義までも否定されたことによつて、カトリックとルター派という二大勢力が支配的となる。その後ドイツ民族が、た

とえ思想的に深い内面性と高度な文化・教養を身につけたとしても、おもにそのエネルギーは人間の内側にとどまり、結果として、トーマス・マンが述べたところの非世俗的である意味ではデモニッシュユな世界市民性と処世下手の国家主義が成長していくことになったのである。⁽⁴⁾ ドイツのこのような方向性を決定づけたのは、まさにこの時代であり、ロツツァーの目指した道は、おそらく現世逃避的な再洗礼派の思想の中で、その形を変質させながらも、細々と引き継がれていったのだろう。しかしながら、それは現代に至るまで、決して主流とはならなかつたのである。

注

- (1) Kroemer, "Die Einführung der Reformation in Memmingen," a. a. O., S. 74.
- (2) Vgl. Götzte, *Lotzers Schriften*, a. a. O., S. 37.
- (3) Russell, *Lay Theology*, a. a. O., S. 107.
- (4) トーマス・マン著『ドイツとドイツ人』青木順三訳（岩波書店、一九九〇年）十頁。